

資料－2. 災害予防関連で役立つ事業

※災害に強い水産地域ガイドライン 関連ページ：p. II-9, V-11

1. 各種事業制度

水産基盤等の整備・改良にあたり、活用できる事業制度を次頁以降にまとめた。
(令和4年7月時点の情報で整理している)

表-2.1 各種事業制度（事業概要、主な実施要件等）

事業名	事業概要	主な実施要件	対象施設															事業主体	
			漁港外水系	輸送施設	水産化施設	漁港施設	施設施用	漁港施設											
海岸メンテナンス事業	戦略的な維持管理、更新等による予防保全型のインフラメンテナンスへの転換に向けて、海岸保全施設の老朽化対策(これに伴う改良及び更新を含む)。以下同じ)、又は施設機能の向上を図る整備(以下「老朽化対策等」という)を実施し、計画的かつ集中的に推進することで、背後地の人命及び資産の防護を図ることと、現場ニーズに合った維持管理、更新等の高度化・効率化を進め、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減を図ること。	(1)長寿命化計画の策定は優先的実施に對たっては、以下のアからウまでのいずれかの要件を満たすこと。 ア、海岸保全施設を有する水門、陸閘等に係る長寿命化計画で令和5年度までに策定さることで、背後地の人命及び資産の防護を図ることと、現場ニーズに合った維持管理、更新等の高度化・効率化を進め、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減を図ること。 (ア)水門、陸閘等の統合後の位置付け (イ)水門、陸閘等の統合後の位置付け イ、海岸堤防等を有しない沖合施設に係る長寿命化計画で令和7年度までに策定されるも の又は既に策定されている長寿命化計画で沖合施設の追加を反映させて令和7年度までに変更されること。 ウ、海上に策定されている長寿命化計画で新技術等を活用した施設の点検手法等を新たに位置づけて令和7年度までに変更されるものであること。 (2)老朽化対策の実施に對たっては、以下のアからオまでの要件を全て満たすこと。 ア、長寿命化計画に基づき海岸保全施設が適切に管理されていること。 イ、維持管理等の見直し、コスト削減内容及び新技術等の導入検討が長寿命化計画に記載されていること。 ウ、老朽化等により機能が確保されていない時は機能低下のおそれがある海岸保全施設であって、緊急にその機能の強化又は回復を行ふ必要があると認められるものであること。 エ、事業計画が作成されており、かつ、水産庁長官の同意を得てること。 オ、事業計画における老朽化対策の経事業費が次に掲げるとおりであること。 (ア)都道府県が行うもの 6千百万円以上 (イ)市町村が行うもの 2千5百万円以上	●																・海岸管理者(都道府県、市町村)
漁港海岸事業	津波対策緊急事業	津波到達までの予想時間が短く重要な背後地を抱え、津波避難に資するソフト対策に取り次の①～⑤までの要件を満たすもの 込む箇所において、計画的・集中的に海岸堤防等の整備を実施し、津波対策を行う事業。 (1) 東北地方に係る地震対策地域、南海トラフ地震対策地域、日本海・千島海溝及び海溝型地震対策推進地域その他の模様地震が想定される地域において、津波到達までの予想時間が短く、甚しき浸水被害のおそれがあるかつ、一連の防護区域(海水の侵入により浸水するおそれがある区域)に地域中核漁船集積地区(背後区)等)を有すること。 (2) 1km当たりの防護面積が5ha以上又は防護人口が50人以上の海岸であること。 (3) 事業計画が策定されていること。 (4) 事業計画に位附付ける経事業費が4億円以上であること。 (5) 以下のいずれかに該当する津波避難に資するソフト対策の取組と一体となって取り組む対策であること。 津波防災地域づくりに関する法律(平成26年法律第123号)、以降「津波防災地域づくり法」といふ。)に基づく津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画が策定されていること。 (イ) 津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域若しくは津波災害特別警戒区域が指定されていること、又は指定されることが確定であること。																	・海岸管理者(都道府県、市町村)
農山漁村地域整備交付金	水産物供給事業	地域における水産資源の維持及び増大並びに水産物の生産及び流通機能の強化を図る(1)計画事業費が一事業につき5億円を超えるもの (2)漁港と漁場との一体的整備又は漁港の単独整備の場合 第一種漁港又は第二種漁港又は第三種漁港であって、第一種漁港あたる漁港施設に係る計画事業費が5億円を超えるもの ①漁港の港内構造が必ずしも港のいずれかを満たすもの 利便性の実績数が50隻程度以上 登録船舶隻数が50隻程度以上 陸揚会船数が1億円程度以上 (3)漁場の港外整備の場合 共同漁業組合の区域内原則として同一市町村内の漁港等の登録漁船隻数が100隻程度以上のもの	●	●	●														・都道府県 ・市町村 ・漁業協同組合等
	水芸物供給事業	効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善又は、漁場と接する水域等における漁場への災害防止を行う事業並びに漁港区域内における漁場の施設の整備、漁港施設の整備及び漁業組合施設の整備、清掃船(附属機械を含む)の購入又は補修並びに廃船の処理を行う事業				▲			●										・都道府県 ・市町村 ・漁業協同組合等

事業名	事業概要	主な実施要件	対象施設																		事業主体
			港外水系	港内水系	漁港	漁港	水産種苗生産施設	淨化施設	漁港	漁場											
海岸保全会 員会	海岸堤防等の長寿命化を図りつつ、施設の老朽化対策を計画的に推進するための長寿 命化計画の策定・変更、調査、対策計画の策定、対策工事を行う事業。 【海岸堤防等 老朽化対策】 ※沖縄振興 公共投資交 付金に限る。	(1)長寿命化計画の策定又は変更の実施に当たっては、以下のアからウまでのいずれかの要件を満たすこと。 ア 海岸堤防等を有しない水門・陸閘等に係る長寿命化計画で令和5年度までに策定さ れるもの又は既に策定されているものであること。 (ア)水門・穂門・陸閘等の統廃合の位置付け (イ)水門・穂門・陸閘等の統廃合の位置付け 海潮堤防等を有しない沖合施設に係る長寿命化計画で令和7年度までに策定されるも の又は既に策定されている長寿命化計画で沖合施設の追加を反映させて令和7年度まで に策定されるものであること。 既に策定されている長寿命化計画等を活用した施設の点検方法等を新たに 位置付け令和7年度までに策定されること。 (2)老朽化対策の実施に当たっては、以下のアからオまでの要件を全て満たすこと。 ア 長寿命化計画に基づき海岸保全施設が適切に管理されていること。 イ 維持管理費用の見通し、コスト削減内容及び新技術等の導入検討が長寿命化計画に 記載されていること。 ウ 老朽化等により機能が確保されていない又は機能低下のおそれがある海岸保全施設 であって、緊急にその機能の強化又は回復を行う必要があると認められるものであるこ と。 エ 第4回に規定する事業計画が作成されており、かつ、水産庁長官の同意を得ていること。 オ 事業計画における老朽化対策の総事業費が次に掲げるとおりであること。 (ア)沖縄県が行うもの 5,000万円以上 (イ)市町村が行うもの 2,500万円以上																			・沖縄県 ・市町村
津波・高潮危 機警戒対策 事業	既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を促進することにより、津 波・高潮危機警戒対策の実施による人命の優先的な防護を推進する事業。	(1)大規模な地震による甚大な津波被害が想定され、緊急的な対策を要する海岸であること。 または、朔望平均高潮位以下の防護区域を有し、高潮災害が甚大であり、緊急的な対策 を実施する海岸であること。 一連の海岸に於て一定の計画に基づき、事業着手から5年以内に、整備目標の達成が見 込まれること。 ソリューションは総事業費の額を2億円以内。ただし、津波防災地域づくりに関する法律等に基 づく区域(津波災害(特別警戒区域、高潮浸水想定区域、災害危険区域)指定に資する調 査については、この限りではない)。 ※ハザードマップ作成支援を含む 情報基盤の整備については、浸水想定区域の周知、防災訓練等被害を軽減するための 対策を講じている地域の対象となること。 海岸保全基本計画への要支障については、気候変動を踏まえて令和7年度までに海岸 保全基本計画を変更されるものであること。																			・海岸管理者 (都道府県、 市町村)
海岸環境整 備事業	国土保全との調和を図り、国民の休養の場としてその利用に供するため豊かで清いの あ る海岸環境の整備を行う。	(1)周辺に公営の公園等の施設のある区域又は計画中の区域において、より海浜利用が 促進される機能が發揮できる必要最低限のものの新設または改良を行う事業で総事業費 が県営・市町村営ともに1億円以上であること。 (2)広域的な一連の海岸において、海岸利用を活性化し、海岸の観光資源としての魅力 を向上させるなど、地域の特徴を生かした自主的・戦略的取組を推進するため、海岸利用 活性化計画の策定及び(1)で定めた施設等の新設または改良を行う事業で総事業費が 県営・市町村営ともに1億円以上であること。 (3)侵食傾向が著しく海岸保全施設の設置だけでは前浜の回復や環境維持が困難である 海岸または海岸施設の設置によって制約がある海岸で、総事業費が県営・市町村営 ともに1億円以上であること。 (4)自然環境との調和・個性ある地域づくりに資する海岸において、国指定文化財等の史 跡・景勝地及び海岸保護施設の防護を図るために海岸施設の新設・改良を行う事業 または国立公園内等の利用・景観への配慮もしくは海岸整備等の環境に依存した固有 の生物の生息・生育環境の保全・回復を図るために海岸保全施設の改良を行う事業 で、総事業費が県営・市町村営ともに1億円以上であること。																			・都道府県 ・市町村
地方創生港 整備推進交 付金	地域再生法に基づき、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化及び生活環境、地域再生法の規定により、地方公共団体作成の地域再生計画に基づき、省庁の所管を の整備のための基盤となる施設のうち地方版総合戦略に位置づけられたものと定義を交 換する以下の2種類以上の施設の一体的な整備に対して支援する。 ・重要港湾又は(特定玄人開墾離島地域に位置するものに限る)又は地方港湾 ・第1種漁港又は第2種漁港	● ● ● ● ●																		・地域再生計画の 認定を受けた地 方公共団体(認定 地方公共団体)	

(注1)上表の●印は実施可能である事を示している(なお、実施内容によって一部できないものもある)。また、上表の▲印は、複数記載されている施設の内、できない施設があることを示している。詳細は注5に記載の実施要領等をご覧ください。

(注2)上表は令和4年4月時点での事業内容

(注3)漂流防止施設については、漁港の外郭施設、係留施設、輸送施設、漁港施設用地の付帯施設として整備可。

(注4)補助率、対象施設、実施要件等の詳細については、以下を参照してください。(2022年6月末時点)

水産基盤整備事業：「水産基盤整備事業補助金交付要綱」(平成13年4月13日付け12水港第4494号農林水産事務次官依命通知)

「水産物供給基盤整備事業等実施要領」(平成13年3月30日付け12水港第4457号農林水産事務次官依命通知)、

「水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について」(平成13年3月30日付け12水漁第4541号水産庁長官通)

漁港海岸事業・「漁港区域内に係る海岸整備事業費補助金交付要綱」(昭和32年7月4日付け32水漁第3682号農林事務次官依頼通知)

農山漁村地域整備交付金(「農山漁村地域整備交付金実施要綱」(平成22年4月1日付け)農振第2453号農林水産事務次官体認通知)

「農山漁村地政整備委員會令第1號」(平成22年4月)、同上、第2章第240条に厚生農林省大臣より依頼された。

〔辰山林野地域整備文部省大臣秘使案〕(〔平成22年4月1日付〕1721番第2043号辰林小屋・官工署向長、213辰振第2434号辰林小屋・官工署向長、214林敷計第262号町野市長官正門・521水井第272号木水市長官正門)、「山川沿山地林業整備」(平成22年4月1日付)第2434号辰林小屋・官工署向長

地方副生港整備推進交付金!! 地方副生港整備推進交付金交付要綱(第4年6月17日付)4水港第6/6号辰林木庄事務次官及U港園總第188号(工事交通事務次官依頃通知)

「漁港施設に係る地方創生港整備推進交付金の交付事務の取扱いについて」(平成28年4月20日28水港第49号水産庁長官通知)

漁港機能増進事業・漁港機能増進事業等補助金交付要綱」(平成29年3月31日28水港第3295号農林水産事務次官依命通知)

「漁港機能増進事業実施要領」(平成29年3月31日28水港第3288号農林水産事務次官依命通知)

「漁港機能増進事業実施要領の運用について」(平成29年3月31日28水港第3319号水産庁長官通知)

浜の活力再生・成長促進交付金(漁港機能高度化目標:防災対策):水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱(令和4年3月29日付け3水港第2556号農林水産事務次官依命通知)

水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱(令和4年3月29日付け3水港第2575号水産庁長官通知)

表-2.2 各種事業制度（補助率）

公共事業

水産基盤整備事業

事業名	所管	漁港種別等	漁港施設						漁場施設					備考										
			外郭施設	水域施設	係留施設	用地・輸送	水産種苗生産施設	浄化・廃油	荷さばき所(※1)、製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場	魚礁	養殖場	増殖場	増養殖推進	漁場保全										
水産物供給基盤機能保全事業(水産基盤ストックマネジメント事業)	本土	第1種～第4種	1/2						1/2 (※2)	1/2	1/2	1/2	1/2	・輸送施設は、道路及び橋に限る。 ・漁港施設用地は、用地護岸及び人工地盤に限る。 ・荷さばき所、製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場は高度衛生管理型荷さばき所に限る。 ・浄化・廃油施設は、浄化施設に限る。 ・()内は計画事業費が1億円以上										
	北海道	第1種～第3種	7/10	7/10	6/10	5.5/10																		
		第4種	7/10	7/10	2/3	2/3																		
	離島	第1種～第3種	8/10	8/10	6/10	5.5/10				6/10	6/10	1/2 (6/10)	1/2											
		第4種	8/10	8/10	2/3	5.5/10																		
	沖縄	第1種～第4種	9/10																					
	奄美	第1種～第4種	9/10	9/10	8/10	2/3				1/2	1/2	1/2	1/2											
漁港施設機能強化事業	本土	第1種～第4種	1/2												・用地・輸送施設の整備のうち、津波避難対策緊急事業計画にかかるものであって避難場所又は避難経路の整備に要する経費にあっては2/3 ・北海道の離島は北海道と離島のうち高い方を適用 ・用地・輸送施設の整備のうち、津波避難対策緊急事業計画にかかるものであって避難場所又は避難経路の整備に要する経費にあっては2/3 ・用地・輸送施設の整備のうち、津波避難対策緊急事業計画にかかるものであって避難場所又は避難経路の整備に要する経費にあっては2/3 ・離島架橋は2/3 ・()内は計画事業費が1億円以上 ・広域フロンティアについては、2/3									
	北海道	第1種～第3種	7/10	7/10	6/10	5.5/10				1/2	1/2	1/2	1/2											
		第4種	7/10	7/10	2/3	2/3																		
	離島	第1種～第3種	8/10	8/10	6/10	5.5/10																		
		第4種	8/10	8/10	2/3	5.5/10																		
	沖縄	第1種～第4種	9/10																					
	奄美	第1種～第4種	9/10	9/10	8/10	2/3																		
水産環境整備事業	本土	一般・沖合漁場	水質底質改善、浄化・廃油1/2 清掃船 1/4 廃船処理 1/3							1/2	1/2	1/2	1/2											
	北海道	一般・沖合漁場								7/10	1/2	7/10	1/2											
	離島	一般								6/10	1/2	6/10	1/2											
	沖縄	一般																						
	奄美	一般																						

事業名	所管	漁港種別等	漁港施設						漁場施設					備考	
			外郭施設	水域施設	係留施設	用地・輸送	水産種苗生産施設	浄化・廃油	荷さばき所(※1)、製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場	魚礁	養殖場	増殖場	増養殖推進	漁場保全	
水產生産基盤整備事業 (※3)	本土	第1種～第4種	1/2	1/2	1/2 (※2)	1/2	1/2	1/2	1/2 (※2)	1/2			1/2		・用地・輸送施設の整備のうち、津波避難対策緊急事業計画にかかるものであって避難場所又は避難経路の整備に要する経費にあっては2/3
	北海道	第1種～第3種	7/10	7/10	6/10	5.5/10				1/2			1/2		・北海道の離島は北海道と離島のうち高い方を適用 ・用地・輸送施設の整備のうち、津波避難対策緊急事業計画にかかるものであって避難場所又は避難経路の整備に要する経費にあっては2/3
		第4種	7/10	7/10	2/3	2/3				1/2			1/2		・用地・輸送施設の整備のうち、津波避難対策緊急事業計画にかかるものであって避難場所又は避難経路の整備に要する経費にあっては2/3 ・離島架橋は2/3
	離島	第1種～第3種	8/10	8/10	6/10	5.5/10				1/2			1/2		・用地・輸送施設の整備のうち、津波避難対策緊急事業計画にかかるものであって避難場所又は避難経路の整備に要する経費にあっては2/3
		第4種	8/10	8/10	2/3	5.5/10				1/2			1/2		・()内は計画事業費が1億円以上
沖縄	第1種～第4種	9/10								1/2			1/2		・()内は計画事業費が1億円以上
奄美	第1種～第4種	9/10	9/10	8/10	2/3										・()内は計画事業費が1億円以上

(※1)出荷用の立替場や一次処理のための場外専用施設を含む。

(※2)特定第3種漁港の衛生管理に対応したもののみ2/3

(※3)水質底質改善、浄化・廃油施設整備、清掃船建造、廃船処理も水産環境整備事業と同様の補助率で実施可能。

事業名	所管	漁港種別等	漁業集落排水施設	水産飲食用施設	漁業集落道	防災安全施設	緑地・広場施設	用地	備考					
漁村整備事業	全国(沖縄を除く)		1/2											
	沖縄		5.5/10											・津波避難対策緊急事業計画にかかるものであって避難場所又は避難経路の整備に要する経費にあっては2/3

漁港海岸事業

事業名	本土	北海道	離島	沖縄	奄美
高潮対策	2/3※	2/3※	2/3※	9/10	2/3
侵食対策	2/3※	2/3※	2/3※	9/10	2/3
海岸保全施設整備連携事業	1/2	11/20	11/20	9/10	2/3
海岸メンテナンス	1/2	11/20	11/20	9/10	2/3
津波対策緊急	1/2	11/20	11/20	9/10	2/3

注)※海岸法施行令第8条第2項に基づき、別途主務大臣が指定するもの。

農山漁村地域整備交付金又は沖縄振興公共投資交付金 交付率一覧表

事業名	所管	漁港種別等	漁港施設						漁場施設				備考			
			外郭施設	水域施設	係留施設	用地・輸送	廃油		魚礁	養殖場	増殖場	増養殖推進	漁場保全			
地域水産物供給基盤整備事業	本土	原則、第1、2種及びこれと一体的に実施する地先の漁場整備	1/2						1/2				<ul style="list-style-type: none"> ・用地・輸送施設の整備のうち、津波避難対策緊急事業計画にかかるものであって避難場所又は避難経路の整備に要する経費にあっては2/3 			
	北海道		7/10	7/10	6/10	5.5/10			1/2							
	離島		8/10	8/10	6/10	5.5/10			1/2							
	沖縄		9/10						1/2	1/2	6/10					
	奄美		9/10	9/10	8/10	2/3			1/2							
水域環境保全創造事業	本土		水質底質改善、廃油 1/2 清掃船 1/4 廃船処理 1/3						1/2				<ul style="list-style-type: none"> ・北海道の離島は北海道と離島のうち高い方を適用 ・用地・輸送施設の整備のうち、津波避難対策緊急事業計画にかかるものであって避難場所又は避難経路の整備に要する経費にあっては2/3 ・離島架橋は2/3 			
	北海道															
	離島															
	沖縄															
	奄美															
漁港関連道整備事業(道路整備のみ)	本土		主要1/2、一般・附帯1/2・1/3										<ul style="list-style-type: none"> ・離島架橋は2/3 			
	北海道		主要5.5/10、一般・附帯1/2													
	離島		主要5.5/10、一般・附帯1/2													
	沖縄		主要4/5、一般・附帯1/2													
	奄美		主要7/10、一般・附帯1/2													
漁港環境整備事業			1/2										<ul style="list-style-type: none"> ・津波避難対策緊急事業計画にかかるものであって避難場所又は避難経路の整備に要する経費にあっては2/3 			

事業名	所管	漁港種別等	漁村関連施設										備考					
漁業集落環境整備事業	沖縄以外		1/2						<ul style="list-style-type: none"> ・津波避難対策緊急事業計画にかかるものであって避難場所又は避難経路の整備に要する経費にあっては2/3 									
	沖縄		5.5/10															
	地域資源の堆肥化施設		1/3															

事業名	所管	漁港種別等	漁港施設、漁村関連施設	漁場施設	備考
漁村再生交付金	本土		1/2	1/2	・津波避難対策緊急事業計画にかかるものであって避難場所又は避難経路の整備に要する経費にあっては2/3
	北海道		6/10	6/10	・津波避難対策緊急事業計画にかかるものであって避難場所又は避難経路の整備に要する経費にあっては2/3
	離島		6/10	6/10	・津波避難対策緊急事業計画にかかるものであって避難場所又は避難経路の整備に要する経費にあっては2/3
	沖縄		7.5/10	7.5/10	
	奄美		7.5/10	7.5/10	

農山漁村地域整備交付金又は沖縄振興公共投資交付金のうち、海岸関連事業

事業名	本土	北海道	離島	沖縄	奄美
高潮対策	1/2 2/5(※1)	11/20	11/20	9/10	2/3
侵食対策	1/2	11/20	11/20	9/10	2/3
海岸堤防等耐震対策	1/2	11/20	11/20	9/10	2/3
海岸堤防等老朽化対策	—	—	—	9/10	—
津波・高潮危機管理対策	1/2 2/3(※2)	1/2 2/3(※2)	1/2 2/3(※2)	1/2 2/3(※2)	1/2 2/3(※2)
海岸環境整備	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3

※1 海岸法施行令第8条第1項第5号に該当するもの(都市海岸高度化事業)

※2 南海トラフ地震特別措置法第12条の規定又は日本海溝・千島海溝地震特別措置法第11条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される避難対策としての管理用通路の整備及び避難用通路の設置(堤防スロープ等)を実施するもの

地方創生整備推進交付金

事業名	所管	漁港種別等	外郭施設	水域施設	係留施設	用地・輸送	浄化・廃油	漁港環境整備施設	津波避難対策緊急事業として整備される避難路等の整備(※1)							備考	
地方創生整備推進交付金	本土	第1種～第2種	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	2/3								
	北海道	第1種～第2種	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	2/3								北海道内で、離島振興法第2条第1項により離島振興対策実施地域として指定された離島地域については、離島所管の補助率を適用する。
	離島	第1種～第2種	8/10	8/10	6/10	5.5/10	1/2	1/2	2/3								
	沖縄	第1種～第2種	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	2/3								※離島振興対策実施地域の対象外のため、本土と同じ補助率を適用
	奄美	第1種～第2種	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	2/3								※離島振興対策実施地域の対象外のため、本土と同じ補助率を適用

※1 南海トラフ地震特別措置法第13条第1項に規定する津波避難対策緊急事業として整備される津波からの避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路(以下「避難経路」という。)の整備又は日本海溝・千島海溝地震特別措置法第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業として整備される避難経路若しくは津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備

非公共事業

事業名	所管	漁港種別等	外郭施設	水域施設	係留施設	用地・輸送	増殖・養殖用施設	荷さばき所(※1)、製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場	その他の施設				備考 (※1) 出荷用の立替場や一次処理のための場外専用施設を含む。
漁港機能増進事業	本土	第1種～第4種	5/10	5/10	5/10	5/10	5/10	5/10	5/10等				北海道の離島は補助率が高い方を適用
	北海道	第1種～第3種	7/10	7/10	6/10	5.5/10	5/10	5/10	5/10等				
		第4種	7/10	7/10	2/3	2/3	5/10	5/10	5/10等				
	離島	第1種～第3種	8/10	8/10	6/10	5.5/10	5/10	5/10	5/10等				
		第4種	8/10	8/10	2/3	5.5/10	5/10	5/10	5/10等				
	沖縄	第1種～第4種	9/10	9/10	9/10	9/10	5/10	5/10	5/10等				
	奄美	第1種～第4種	9/10	9/10	8/10	2/3	5/10	5/10	5/10等				

浜の活力再生・成長促進交付金(漁港機能高度化目標:防災対策)

政策目標	対象施設			所管			備考
	本土	離島 (※1)	沖縄 (※2)				
漁港機能高度化目標	防災対策	津波漂流防止施設、避難施設、異常気象情報観測・監視施設、防災情報伝達施設、災害時援助施設、緊急時物資等輸送施設、非常用電源施設、既存の共同利用施設の耐震化・耐浪化	1/2以内 (※)	5.5/10以内 (※)	2/3以内	(※) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第11条、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条に定める津波避難対策緊急事業計画に基づき実施する事業により整備される施設については、2/3以内	

(※1)離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定する小笠原諸島

(※2)沖縄振興特別措置法第3条第1項に規定する沖縄

(※3)補助率、対象施設、実施要件等の詳細については、以下を参照してください。(2022年6月末時点)

水産基盤整備事業:「水産基盤整備事業補助金交付要綱」(平成13年4月13日付け12水港第4494号農林水産事務次官依命通知)、

「水産物供給基盤整備事業等実施要領」(平成13年3月30日付け12水港第4457号農林水産事務次官依命通知)、

「水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について」(平成13年3月30日付け12水港第4541号水産庁長官通)

漁港海岸事業:「漁港区域内に係る海岸整備事業費補助金交付要綱」(昭和32年7月4日付け32水港第3682号農林事務次官依命通知)

農山漁村地域整備交付金:「農山漁村地域整備交付金実施要綱」(平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知)、

「農山漁村地域整備交付金実施要領」((平成22年4月1日付け)21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、

21林整計第336号林野庁長官及び21水港第2724号水産庁長官通知)、「農山漁村地域整備交付金交付要綱」(平成22年4月1日付け21農振第2567号農林水産事務次官通知)

地方創生港整備推進交付金:「地方創生港整備推進交付金交付要綱」(令和4年6月17日付け4水港第676号農林水産事務次官及び国港総第188号国土交通事務次官依命通知)

「漁港施設に係る地方創生港整備推進交付金の交付事務の取扱いについて」(平成28年4月20日28水港第49号水産庁長官通知)

漁港機能増進事業:「漁港機能増進事業等補助金交付要綱」(平成29年3月31日28水港第3295号農林水産事務次官依命通知)

「漁港機能増進事業実施要領」(平成29年3月31日28水港第3288号農林水産事務次官依命通知)

「漁港機能増進事業実施要領の運用について」(平成29年3月31日28水港第3319号水産庁長官通知)

浜の活力再生・成長促進交付金(漁港機能高度化目標:防災対策): 水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱(令和4年3月29日付け3水港第2556号農林水産事務次官依命通知)

水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱(令和4年3月29日付け3水港第2575号水産庁長官通知)

2. 災害に強い漁業地域づくり事業

2-1 趣 旨

漁港漁村の大半は背後に山が迫っているような地形条件にあり、また集落の形態は集居・密居の割合が高く、集落内道路も狭いため、地震・津波等災害の被害を最も受けやすい条件下にある。また、昨今、東日本大震災をはじめとする地震・津波等の災害が頻発しているほか、海溝型地震等による津波発生の恐れにより、国民の防災に対する関心が高まっている。さらに、こうした地震・津波等の発生によって水産物流通市場や漁港施設が被害を受け、地域・国民経済への悪影響を及ぼすことが危惧されている。

このような背景を踏まえ、災害時の水産物流通機能の確保、漁港の来訪者等の安全性確保及び被災地の支援基地としての漁港利用など漁村の総合的な防災対策を図るため、ハード・ソフト一体的な考え方の下、漁港漁村における減災対策を実施する。

2-2 内 容

漁業地域におけるハード・ソフトを含めたトータルの防災強化対策として、安全安心な漁港・漁村の就労環境・生活環境の確保、災害における消費者への水産物の安定供給の確保、漁港と海岸保全施設等の連携による「多重防護」の導入等を図るため、「災害に強い漁業地域づくり事業」に係る地域の基本計画を作成し、これに基づき以下の構成事業をはじめとした取組を総合的かつ効率的に実施する。なお、(1) 及び(3)は(2)の事業の中で実施するものとする。

(1) 調査計画事業

- 1 漁港・漁村・海岸施設の安全度評価
- 2 施設の防災減災検討調査 等

(2) 整備事業

- 1 公共事業（農山漁村地域整備交付金を含む）

<水産基盤整備関係事業>

- ・岸壁の耐震化、人工地盤、可動式防波堤、防波堤の嵩上げ、粘り強い構造を持つ防波堤、ヘリコプターの離発着場所として転用可能な用地整備、漂流防止の施設、避難広場、避難路 等

<漁港海岸事業>

- ・護岸の嵩上げ、水門等の遠隔操作化等

- 2 非公共事業

<浜の活力再生・成長促進交付金>

- 漁港や漁村において、共同利用施設の耐震化や避難施設の整備、災害の未然防止を図るために必要な施設整備等を支援

(3) 災害管理対策事業

防災安全度の向上を図るために行う潮位計等の観測機器や水門等の遠隔操作装置等の整備

具体的には、以下の3つの観点から防災強化対策を図る。

① 災害時における水産物流通機能の確保

水産物の流通機能を確保する観点から、主として地震災害を念頭に、水産物の流通の拠点となる漁港において、岸壁や荷さばき施設の耐震化など災害時の水産物流通機能の確保を図る。

② 漁港の就労者や来訪者の津波避難対策事業の安全性確保

漁港の就労者や漁港への来訪者の津波避難対策等の安全性確保の観点から、避難路や避難場所の確保、防災活動の推進など安全対策を図る。

③ 漁村の総合的な防災対策

漁村の総合的な防災対策の観点から、地震・津波・高潮等の災害を念等に、被災地の支援基地としての漁港利用など、漁村における総合的な防災対策の強化を図る。

2-3 事業実施主体

事業実施主体：(1) 公共事業

国、都道府県、市町村（各事業毎に規定）

(2) 非公共事業

地方公共団体、漁業協同組合等（各事業毎に規定）

2-4 補助率 1/2等（各事業の補助率による）